

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

(令和6年度)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- ✓ 本案内は年金生活者支援給付金を受け取ることができる方に、ご案内しています。
- ✓ 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に、必要事項をご記入の上、令和6年9月30日までに届くようご提出ください※1。

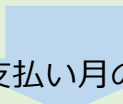
■ 請求手続きの流れ

① 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入



② 目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函

- 審査結果の通知が到着
- 支給決定の場合は、お支払い月の上旬に、振込通知書が到着



③ 年金と同時に、年金生活者支援給付金を受給※2

【ご注意ください】

- ※1 令和6年9月30日までに請求書が届くようにご提出いただけなかった場合も手続きは可能です。ただし、令和7年1月6日までに請求書が届かなかった場合、請求した月の翌月分からのお支払いとなり、令和6年10月分から令和7年1月分までの年金生活者支援給付金は受け取れません。
- ※2 年金生活者支援給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

はがき（年金生活者支援給付金請求書）の書き方と見方

■ 記入例

年金生活者支援給付金請求書				
年金生活者支援給付金を請求します。				
氏名		提出日		
に ア ねりつむ 如り		令和 6 年 ウ X 月 X 日		
給付金 太郎		電話番号 ウ 03-9999-XXXX		
基礎年金番号	9999-999999	生年月日	昭和30年1月1日	種別コード 1

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎ 日本年金機構では、市町村から請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報の提供を受けて、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）



- ① 下記ア～ウをすべてご記入ください。
 - ア はがきのあて名に記載のある氏名をご記入ください。
 - イ 提出する日をご記入ください。
 - ウ 日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。
- ② 請求書を切り取り線に沿って切り離してください。
- ③ 同封の目隠しシールを、請求書にお貼りください。
- ④ 切手を貼り、郵便ポストへご投函ください。

※ はがき（年金生活者支援給付金請求書）は折り曲げたり、目隠しシール以外のシール等を貼ったりしないでください。

■ 年金生活者支援給付金の見込額

基礎年金番号	
令和6年12月支払いのため 令和6年9月30日 までに届くよう投函してください	
上記の期限を過ぎてご提出されると、お支払いが令和7年1月以降となる場合があります。	
支援給付金見込額（月額）	
X,XXX	円
給付金種別	
老齢	年金生活者支援給付金

〒168-8505
杉並区 高井戸西 3-5-24
給付金 太郎 様

- 赤枠の見込額（月額）は、令和6年8月時点で受給している年金をもとに算出しています。
- ※ 現在、受給している年金の種類や保険料納付済期間等により、実際に受け取ることができる給付額は、この見込額と異なる場合があります。また、見込額欄が「*」で表示の方には、審査後に決定通知書等でお知らせいたします。
- 給付額の計算方法は、裏面をご覧ください。

お問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ！

『給付金専用ダイヤル』： 0570-05-4092（ナビダイヤル）※

050 から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-5539-2216

※ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。なお、通話料金定額プランの対象外となります。

<受付時間>

月曜日 午前 8:30 ～ 午後 7:00 * 月曜日が祝日の場合、翌開所日は午後7:00まで。
火～金曜日 午前 8:30 ～ 午後 5:15 * 土・日・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～
第2土曜日 午前 9:30 ～ 午後 4:00 1月3日はご利用いただけません。

○ お問い合わせの際は、はがき（年金生活者支援給付金請求書）をご用意ください。

（注）間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

支給要件と給付額の計算方法

※本パンフレットに記載の給付額等は令和6年8月時点の金額です。

給付金種別が「老齢」の方

■ 支給要件 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金※¹を受けている
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が以下のとおりである※²

○昭和31年4月2日以後生まれの方

- ・老齢年金生活者支援給付金…789,300円以下
- ・補足的老齢年金生活者支援給付金…789,300円を超え889,300円以下

○昭和31年4月1日以前生まれの方

- ・老齢年金生活者支援給付金…787,700円以下
- ・補足的老齢年金生活者支援給付金…787,700円を超え887,700円以下

※¹ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※² 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

■ 給付額

(1) 老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります。

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝5,310円 × 保険料納付済期間 / 480月

② 保険料免除期間に基づく額（月額）＝11,333円※ × 保険料免除期間 / 480月

※ 保険料免除期間に乗じる金額は、毎年度の老齢基礎年金の改定に応じて変動します。

・昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,333円、保険料1/4免除期間は5,666円となります。

・昭和31年4月1日以前生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,301円、保険料1/4免除期間は5,650円となります。

(2) 補足的老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間に基づく額に調整支給率を乗じて得た金額となります。

5,310円 × 保険料納付済期間 / 480月 × 調整支給率※

※ 昭和31年4月2日以後生まれの方：(889,300円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計) ÷ 100,000円

昭和31年4月1日以前生まれの方：(887,700円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計) ÷ 100,000円

注 昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日に応じて480月を短縮します。

給付金種別が「障害」の方

■ 支給要件 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金※¹を受けている
- ② 前年の所得が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円※²」以下である

※¹ 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※² 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額 障害等級により給付額は異なります。

○ 障害等級が1級の方：6,638円（月額）

○ 障害等級が2級の方：5,310円（月額）

給付金種別が「遺族」の方

■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受けている
 - ② 前年の所得が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円※」以下である
- ※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

○ 5,310円（月額）

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,310円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

留意事項

■ 請求手続き

- ・ 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定していますので、原則、課税証明書等の添付は必要ありません。
- ※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。
- ※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。
- ・ 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- ・ 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

■ 給付額の改定

- ・ 給付額については、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）が行われます。
- ・ 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書」をお送りします。

■ 年金生活者支援給付金が支給されない場合

※このご案内をお送りした方も同様です。

- ・ 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
 - ① 日本国内に住所がないとき
 - ② 年金が全額支給停止のとき
 - ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- ・ ①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、『給付金専用ダイヤル』または年金事務所にご相談ください。

■ 世帯構成が変更になった場合等

- ・ 所得等の要件により不該当となった方でも、世帯構成の変更や所得の更正等により支給要件に該当した場合は、あらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができますので、お早めにご相談ください。

■ ご記入が困難な場合

- ・ 請求書の氏名などを自筆でご記入いただくことが困難な場合には、代理人がご本人の氏名などをご記入いただけます。